

平成30年4月10日

株 主 各 位

東京都墨田区江東橋一丁目16番2号
新都ホールディングス株式会社
代表取締役社長 鄧 明 輝

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月24日（火曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階「吉野」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- | | |
|----------------|---|
| 報 告 事 項 | 1. 第34期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）計算書類報告の件 |
|----------------|---|

決 議 事 項

- | | |
|--------------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shintohtd.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済情勢は、政府における経済・雇用政策等を背景に、企業収益や雇用環境の改善がされてきたことにより、総じて緩やかな回復基調が続いております。一方で、小売、卸売業界におきましては、根強い低価格志向が見られ消費者マインドの盛り上がりは遅れており、依然として厳しい環境が継続しております。また、世界経済や社会情勢に目を向けると、最近では地政学的リスクの高まりにより、先行き不透明な状況となっていることも、国内の企業や個人に対し投資や消費を抑制する影響を少なからず与えていると懸念されます。

当社のセグメント別の業績は以下のとおりです。

①アパレル事業

当社が属しておりますアパレル・カジュアルウェア業界におきまして、大手得意先のPB化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など、総じて厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況の中、当社におきましては基幹事業であります卸売事業においては、得意先にワンランク上の企画を提案しブランド価値の向上を目指すとともに、他社のブランドを活用した商品群展開とブランドごとに各々の商品企画提案強化を行ってまいりました。

2017年春夏期については、2016年に開催した春物・夏物の展示会で企画した商品を中心に主力得意先ごとへ積極的に販売活動に努めるとともに、ブランドごとの特性をいかし、「Piko Hawaiian Longboard Wear」(ピコ)については、アロハシャツと合わせプラスワンアイテムの企画提案に加え、雑貨等への展開も実施し、商材の種類を増やすことで販売力強化に繋げることに注力しております。「Flying Scotsman」(フライング・スコッツマン)については引き続きグラフィックデザインを強化、「Modern Amusement」(モダンアミューズメント)については、得意先にワンランク上の企画を提案しブランド価値の向上を目指しております。また、他社のブランドを活用した商品群展開とブランドごと各々

の商品企画提案強化を行ってまいりました。さらに、夏の晩期商戦に向けた夏物衣料の在庫販売も併せて行いました。

2017年秋冬期については、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、秋冬新規プロパー商品の販売を始め、既存在庫の販売にも注力してまいりました。また、秋冬のプロパー商品は例年より品番・アイテム数を絞り、「Piko Hawaiian Longboard Wear」(ピコ)の裏起毛トレーナーをメインに販売してまいりました。

ライセンス事業では、卸売事業とのシナジー効果を高めることを目的に、サブライセンシー各社との協業を行い、ポップアップショップ展開での新規取引先の開拓や全社的な広告宣伝活動に取り組み、当社ブランドの魅力を消費者に再認識してもらうためのビジネスモデルの構築を実施してまいりましたが、十分に成果をあげることができず、売上高、利益ともに前年度に比べて減少いたしました。

また、新たな収益の柱の構築を目的に当連結会計年度において進出したインナーウェアの輸入販売事業は、百貨店等の催事売場への積極出店によりブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施してまいりましたが、当連結会計年度においては当社への業績に与える影響は軽微なものとなっています。

また、当社の連結子会社におきましては、中国本土における工場等への作業着の供給を基軸としたユニフォーム事業を立上げ、本格的に営業活動を開始しました。しかしながら、同業他社との価格競争、初期事業年度ならではの経費計上等をあわせ、その結果、営業損失の計上を余儀なくされました。

以上の結果、アパレル事業に関しては、売上高は286,817千円、セグメント損失は104,677千円となりました。

②不動産関連サービス事業

当社は従前のアパレル事業の領域を超えた新たな事業として、東京オリンピック開催に向けた不動産事業の商機が高まりつつある近時の動向も踏まえ、中華圏及び在日中国人に向けた不動産売買、仲介を行うべく、2017年8月に不動産関連サービス事業の立ち上げを決定し、その後、宅地建物取引業者免許を取得する等組織体制を整備してまいりました。

不動産関連サービス事業を取り巻く経営環境は、世界的に景気の拡大局面が9年目に入り、商業不動産の価格指数は金融危機前を25%上回り、堅調な経済状況が続いております。国内の不動産市場におきましても、東京都(9月19日発表)によりますと、2017年東京都内の基準地価(7月1日時点、全用途平均)は、前年比3.0%上昇しております。上昇は5年連続で、特に商業地は4.9%上昇しており、銀座や八重洲など周辺で大型の再開発があった地点で地価上昇が

目立ちました。また、訪日外国人でにぎわうエリアも上昇が続いております。

当社は中華圏及び在日中国人のネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を活発に行った結果、不動産関連サービス事業を立ち上げた後初となる不動産売買案件を2018年1月に成立させました。

以上の結果、不動産関連サービス事業に関しては、売上高は345,520千円、セグメント利益は238,020千円となりました。

上記①②の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高632,337千円、営業損失は29,906千円、経常損失は26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失は33,413千円となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2,071千円であり、その主なものは、Tシャツ用プリンター機械の購入によるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、第三者割当により2,474,700株の新株を発行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ124,997千円増加いたしました。

4. 対処すべき課題

当社は、引き続きコーポレートガバナンス体制の強化を目指し、経営改善に努めてまいります。

対処すべき課題は下記のとおりです。

① 収益基盤の強化

激しく変化する経営環境の中で、安定的な収益の確保ができる企業体質を構築するために、さらなる収益の構造改革に取り組んでまいります。

② 内部統制の強化

財務報告に関する業務の標準化を進め、業務記述書、フローチャート及びリスクコントロールマトリックス等の一層の精度向上を図り、内部統制が十分機能する体制を構築します。

③ 堅実な経営計画の策定

今後も顧客満足度の高い品質の商品を低価格で提供し、売上の維持を図るとともに、低コスト構造の構築及び財務体質の強化に努めてまいります。

④ 上場廃止猶予期間入り銘柄

平成30年4月26日提出予定の平成30年1月期有価証券報告書にて、営業利益または営業キャッシュ・フローの値のいずれかが黒字と確認され、かつ債務超過が解消された場合、平成30年1月期有価証券報告書提出日を以って猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成29年5月に上海銳有商貿有限公司を設立し、同社を連結子会社にしました。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 31 期 (平成27年 1 月期)	第 32 期 (平成28年 1 月期)	第 33 期 (平成29年 1 月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (平成30年 1 月期)
売 上 高	—	—	—	632,337
営 業 損 失 (△)	—	—	—	△29,906
経 常 損 失 (△)	—	—	—	△26,807
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	—	—	△33,413
1 株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	—	△3.57
総 資 産	—	—	—	567,599
純 資 産	—	—	—	116,732
1 株当たり純資産額(円)	—	—	—	10.22

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第34期より連結計算書類を作成しておりますので、第33期以前の各数値は記載しておりません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
上海銳有商貿有限公司	22,276千円	100.00%	ユニフォーム事業

11. 主要な事業内容（平成30年 1 月31日現在）

事業	事業内容
アパレル事業	・カジュアルウェアの企画・生産委託・製品の卸売 ・衣料品を中心にした海外ブランドの国内でのライセンス供与 ・インナーウェアの輸入販売 ・中国本土におけるユニフォームの企画販売事業
不動産関連サービス事業	・主に中華圏・在日中国人に向けた不動産物件の売買・仲介業務等

12. 主要な営業所（平成30年 1 月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都墨田区江東橋 1-16-2 チョーギンビル 8F
物流センター	千葉県野田市

② 子会社

名称	所在地
上海鋭有商貿有限公司	中国上海市モン行区秀文路898号西子国際中心 2 号ビル 2F

13. 主要な借入先（平成30年1月31日現在）

借入先	借入金残高
青島大都国際貿易有限公司	11,001千円

14. 従業員の状況（平成30年1月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
30名	—

（注）当連結会計年度は連結初年度のため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	3名増	49.2歳	2.8年

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（日働8時間換算）25名は含んでおりません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成30年 1 月31日現在）

1. 発行可能株式総数 32,000,000株

2. 発行済株式の総数 11,476,700株

※発行済株式の総数11,476,700株は、自己株式58,200株を含んでおります。

3. 株主数 3,340名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
DADU (HONG KONG) CO., LIMITED D I R E C T O R D E N G M I N G H U I	3,427,000株	30.01%
K E E N C O U N T R Y L I M I T E D	1,098,200株	9.62
COSMO LADY (CHINA)HD CO., LTD	1,010,100株	8.85
SATURDAY CO., LTD	1,010,100株	8.85
鈴 木 誠 次	167,300株	1.47
福 田 吉 伸	138,300株	1.21
井 手 雅 一	112,000株	0.98
馮 海 軍	90,000株	0.79
桃 谷 一 輝	72,800株	0.64
寺 尾 翼	71,900株	0.63

(注) 1. 当社は自己株式を58,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成30年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鄧 明 輝	株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港) 實業有限公司 董事 大都ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	半 田 紗 弥	
取 締 役	下 村 昇 治	税理士 下村昇治税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	児 玉 俊 明	
監 査 役	丹 羽 一 彦	弁護士 中央国際法律事務所所長
監 査 役	浅 井 繁 一	

- (注) 1. 取締役下村昇治氏は社外取締役であります。
2. 監査役丹羽一彦及び浅井繁一の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役児玉俊明氏は、当社内の管理部門関連で経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役丹羽一彦氏は、長年当社の監査役を務めており、また、弁護士として培われた専門的な知識・経験等で財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役下村昇治氏及び監査役浅井繁一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
6. 監査役林孝司氏は、平成29年4月25日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	16,098千円 (2,300千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,680千円 (2,880千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	25,778千円 (5,180千円)

(注) 平成29年4月25日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
監査役丹羽一彦氏は、中央国際法律事務所の所長を兼任しております。当社と兼職先との取引については個別の案件毎に契約しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
社外取締役下村昇治氏は当事業年度開催の取締役会に全て出席しており、当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて発言を行っております。
社外監査役全員は取締役会ならびに監査役会の全てに出席しており、当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて発言を行っております。また、各社外監査役は、内部監査室と共同して監査計画を作成し問題意識を共有のうえ、各部署で合同監査を実施しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人 元和

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17,356千円

3. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,356千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、管理部が各部門からの相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、コンプライアンス委員会を開催して審議を行い、その内容が代表取締役へ報告されます。

また、リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

また、当社では、従業員が直接通報できる内部通報窓口（ホットライン）を社内・外に設けており、ホットライン運営規程を定めて通報者を保護するとともに、社内に法令及び定款に違反する行為がある場合には、リスク回避に向けた取り組みを進めます。

さらに、各部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役へ監査報告を行っております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理及び保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長及び取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織であります。監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的に開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を管理部、不当要求防止責任者を管理部長としております。また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力及び団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内の関係部署が協力して組織的に対応します。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

当社では、会議や会社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。また、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。

(2) リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会を随時開催し内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	551,966	流 動 負 債	450,041
現 金 及 び 預 金	431,025	買 掛 金	366,400
売 掛 金	33,326	短 期 借 入 金	11,001
商 品	49,015	未 払 法 人 税 等	12,791
貯 蔵 品	162	返 品 調 整 引 当 金	6
そ の 他	47,211	訴 訟 損 失 引 当 金	2,920
貸 倒 引 当 金	△8,775	資 産 除 去 債 務	1,695
固 定 資 産	15,632	そ の 他	55,224
有 形 固 定 資 産	937	固 定 負 債	825
工具、器具及び備品	937	資 産 除 去 債 務	825
無 形 固 定 資 産	1,038	負 債 合 計	450,866
そ の 他	1,038	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	13,656	株 主 資 本	116,649
関係会社出資金	3,000	資 本 金	1,548,910
敷金及び保証金	10,486	資 本 剰 余 金	1,814,950
長期営業債権	8,500	利 益 剰 余 金	△3,165,402
そ の 他	170	自 己 株 式	△81,809
貸 倒 引 当 金	△8,500	その他の包括利益累計額	82
資 産 合 計	567,599	為 替 換 算 調 整 勘 定	82
		純 資 産 合 計	116,732
		負 債 純 資 産 合 計	567,599

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年2月1日から)
(平成30年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		632,337
売上原価		302,013
売上総利益		330,324
返品調整引当金戻入額		81
返品調整引当金繰入額		6
差引売上総利益		330,399
販売費及び一般管理費		360,305
営業業損失		29,906
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	16,699	
保険解約返戻金	2,237	
その他の他	104	19,041
営業外費用		
株式交付費用	10,281	
訴訟費用	2,234	
訴訟損失引当金繰入額	2,920	
支払利息	350	
その他の他	155	15,942
経常損失		26,807
特別損失		
減損損失	3,840	3,840
税金等調整前当期純損失		30,648
法人税、住民税及び事業税		2,765
当期純損失		33,413
親会社株主に帰属する当期純損失		33,413

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年2月1日から）
（平成30年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,423,913	1,689,953	△3,131,988	△81,809	△99,931
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	124,997	124,997			249,994
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△33,413		△33,413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	124,997	124,997	△33,413	—	216,581
当 期 末 残 高	1,548,910	1,814,950	△3,165,402	△81,809	116,649

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	△99,931
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			249,994
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△33,413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	82	82	82
当 期 変 動 額 合 計	82	82	216,664
当 期 末 残 高	82	82	116,732

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前事業年度以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが当連結会計年度においてプラスに転じ、また当連結会計年度末日において債務超過状態を解消しております。しかしながら、前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社グループは、(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓を進めます。

(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進

基幹事業である卸売り事業につきましては、既存ブランドについての現在のポジショニングの分析を行い、細分化することで、ブランドポートフォリオの見直しを行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案をしております。そして、ライセンス事業とのシナジー効果を高めるため、サブライセンシー各社と協力し、当社ブランドの魅力を消費者に再認知してもらうための広告宣伝活動も併せて行っております。また主力ブランドのブランド力を強化するとともに、コスト面では生産コストの見直し等を通じた原価低減、在庫評価損を低減させる仕入施策の実施を通じて売上高総利益率の改善を図るとともに、間接費用となる販売費及び一般管理費についても引き続き様々なコスト削減の努力を行うことにより、利益構造改革に取り組みます。

さらに、当連結会計年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は百貨店等の催事売場への積極出店により、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施しております。中国子会社を中心に実施している中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進しております。これらの施策によりメンズカジュアル衣料以外の分野での販路拡大に努めてまいります。

(2) 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化

当社の不動産関連サービス事業では、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。今後、成約件数を増加させるために、精度の高い物件情報の獲得及び高付加価値サービスの提供に注力することによりさらなる収益獲得を目指してまいります。

(3) 新規事業の開拓

上記の既存事業に加えて、翌期においても積極的に新規事業の開拓を進め業績改善に努めてまいります。具体的には日用雑貨品及びその他製品について中国企業との輸出入業務を開始することを予定しております。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレや原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在しうることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 上海銳有商貿有限公司

当社は、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間より、新たに設立した上記子会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

(有) ケーブルパークデザイン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

(有) ケーブルパークデザイン

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である上海銳有商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1

日以降に取得した建物付属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

器具備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められた額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用は、発生時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

25,772千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 11,476,700株

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。また、一時的な余剰資金については、流動性を重視し、元本割れの可能性のある取組みは行わないこととしております。資金調達については、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針であります。多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、得意先の信用リスクに晒されております。

関係会社出資金は、主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財務状況が悪化するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であり、支払時期に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債権残高の管理を実施するとともに、その情報を随時アパレル部へ報告しております。

未収入金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債務残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

関係会社出資金は、定期的に発行体の財務状況を把握し、評価について決算期ごとに確認しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、各部署からの報告に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制となっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	431,025	431,025	—
(2) 売掛金	33,326		
貸倒引当金(※1)	△2,666		
	30,659	30,659	—
(3) 未収入金	7,782		
貸倒引当金(※2)	△5,632		
	2,149	2,149	—
(4) 長期営業債権	8,500		
貸倒引当金(※3)	△8,500		
	—	—	—
資産計	463,834	463,834	—
(1) 買掛金	366,400	366,400	—
(2) 未払金	42,388	42,388	—
(3) 未払法人税等	12,791	12,791	—
(4) 短期借入金	11,001	11,001	—
負債計	432,582	432,582	—

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期営業債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2) 売掛金

売掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を基礎とし、ここから貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(3) 未収入金

未収入金については、一部の得意先について財務内容・回収見込額等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(4) 長期営業債権

長期営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から当該貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社出資金	3,000

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超１０年以内 （千円）	１０年超（千円）
現金及び預金	431,025	—	—	—
売掛金	33,326	—	—	—
未収入金	7,782	—	—	—
合計	472,133	—	—	—

４．社債・長期借入金・リース債務その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	11,001	—	—	—	—	—
合計	11,001	—	—	—	—	—

【賃貸等不動産に関する注記】

該当事項はありません。

【１株当たり情報に関する注記】

- ① １株当たり純資産額 10.22円
- ② １株当たり当期純損失金額 3.57円

【重要な後発事象に関する注記】

（新規事業の開始）

当社は、平成30年３月16日開催の取締役会において、新規事業の開始に関して決議しております。

当社は、前事業年度以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが当連結会計年度においてプラスに転じ、また当連結会計年度末日において債務超過状態を解消する見込みであります。前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性の改善が急務となっております。そのため、安定的な収益の柱の構築を目的に貿易事業を始めます。主要業務として日用雑貨の輸出及びポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を予定しております。

なお、新たな事業の開始につきまして、準備段階であり、社内における規定、組織図等の整備や平成30年４月25日開催予定の第34期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

【その他の注記】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
本社及び倉庫の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.114%～2.058%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 2,498 千円
有形固定資産の取得による増加額 —
時の経過による調整額 22
資産除去債務の履行による減少額 —
期末残高 2,520

【追加情報】

(訴訟について)

(1) コンサルティング費用請求について

当社は、平成28年8月22日付けで株式会社スーツよりコンサルティング業務の委託及び業務の提供に伴う費用の不払いとして、5,400,000円及びこれに対する遅延損害金の訴訟を提起されました。

当該訴訟に関しては、平成29年12月14日に東京地方裁判所において以下の内容の判決がありました。

- ①被告は、原告に対し、270万円及びこれに対する平成28年9月22日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- ②原告のその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- ④この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

当社はこの判決に不服であり平成29年12月15日控訴いたしました。今後の対応につきましても適切に対応してまいります。

なお、当社は、当該判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金2,920千円を計上しております。

(2) 売掛金請求について (その1)

当社は、訴状に代わる準備書面にて平成28年10月24日付けで維健集團（香港）有限公司より、仕入れた衣料品の売掛債権の不払いとして、金120万米ドル及びこれに対する遅延損害金（約12,364万円。1米ドルを平成28年11月4日時点の概算レート103.04円で換算した場合）の訴訟を提起されました。

当社としては、原告の請求に対して、事実関係に認識の相違がありますので、訴状に代わる準備書面の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(3) 売掛金請求について (その2)

当社は、平成29年8月30日付けで 江蘇舜天国際集団輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901米ドル及びこれに対する遅延損害金（約45,813千円。1米ドルを平成29年8月30日時点の概算レート109.89円で換算した場合）に係る支払請求の訴訟を提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

貸 借 対 照 表

(平成30年 1 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	527,840	流 動 負 債	427,551
現 金 及 び 預 金	422,478	買 掛 金	365,922
売 掛 金	22,928	未 払 金	35,111
商 品	48,919	未 払 法 人 税 等	12,791
貯 蔵 品	162	前 受 金	6,733
前 渡 金	10,724	返 品 調 整 引 当 金	6
前 払 費 用	4,013	訴 訟 損 失 引 当 金	2,920
未 収 入 金	7,782	資 産 除 去 債 務	1,695
そ の 他	19,605	そ の 他	2,370
貸 倒 引 当 金	△8,775	固 定 負 債	825
固 定 資 産	37,464	資 産 除 去 債 務	825
有 形 固 定 資 産	830	負 債 合 計	428,376
工具、器具及び備品	830	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,038	株 主 資 本	136,929
そ の 他	1,038	資 本 金	1,548,910
投 資 そ の 他 の 資 産	35,595	資 本 剰 余 金	1,814,950
関 係 会 社 株 式	22,315	資 本 準 備 金	1,814,950
関 係 会 社 出 資 金	3,000	利 益 剰 余 金	△3,145,123
長 期 営 業 債 権	8,500	利 益 準 備 金	1,951
敷 金 及 び 保 証 金	10,110	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,147,074
出 資 金	30	別 途 積 立 金	2,105,060
そ の 他	140	繰 越 利 益 剰 余 金	△5,252,134
貸 倒 引 当 金	△8,500	自 己 株 式	△81,809
資 産 合 計	565,305	純 資 産 合 計	136,929
		負 債 純 資 産 合 計	565,305

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 2 月 1 日から)
(平成30年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		614,653
売 上 原 価		285,753
売 上 総 利 益		328,899
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		81
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		6
差 引 売 上 総 利 益		328,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		338,947
営 業 損 失		9,972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
為 替 差 益	16,980	
保 険 解 約 返 戻 金	2,237	
そ の 他	104	19,322
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	10,281	
訴 訟 費 用	2,234	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,920	
支 払 利 息	285	
そ の 他	155	15,878
経 常 損 失		6,528
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,840	3,840
税 引 前 当 期 純 損 失		10,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,765
当 期 純 損 失		13,134

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から)
(平成30年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,423,913	1,689,953	1,689,953
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	124,997	124,997	124,997
当 期 純 損 失			
当 期 変 動 額 合 計	124,997	124,997	124,997
当 期 末 残 高	1,548,910	1,814,950	1,814,950

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,951	2,105,060	△5,239,000	△3,131,988	△81,809	△99,931
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						249,994
当 期 純 損 失			△13,134	△13,134		△13,134
当 期 変 動 額 合 計			△13,134	△13,134		236,860
当 期 末 残 高	1,951	2,105,060	△5,252,134	△3,145,123	△81,809	136,929

(単位：千円)

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△99,931
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行	249,994
当 期 純 損 失	△13,134
当 期 変 動 額 合 計	236,860
当 期 末 残 高	136,929

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前事業年度末日における債務超過状態を、当事業年度末日において解消しております。しかしながら、前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失9,972千円、経常損失6,528千円、当期純損失13,134千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社グループは、(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び(2) 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3) 新規事業の開拓を進めます。

(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進

基幹事業である卸売り事業につきましては、既存ブランドについての現在のポジショニングの分析を行い、細分化することで、ブランドポートフォリオの見直しを行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案をしております。そして、ライセンス事業とのシナジー効果を高めるため、サブライセンシー各社と協力し、当社ブランドの魅力を消費者に再認知してもらうための広告宣伝活動も併せて行っております。また主力ブランドのブランド力を強化するとともに、コスト面では生産コストの見直し等を通じた原価低減、在庫評価損を低減させる仕入施策の実施を通じて売上高総利益率の改善を図るとともに、間接費用となる販売費及び一般管理費についても引き続き様々なコスト削減の努力を行うことにより、利益構造改革に取り組みます。

さらに、当事業年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は百貨店等の催事売場への積極出店により、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施しております。これらの施策によりメンズカジュアル衣料以外の分野での販路拡大に努めてまいります。

(2) 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化

当社の不動産関連サービス事業では、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。今後、成約件数を増加させるために、精度の高い物件情報の獲得及び高付加価値サービスの提供に注力することによりさらなる収益獲得を目指してまいります。

(3) 新規事業の開拓

上記の既存事業に加えて、翌期においても積極的に新規事業の開拓を進め業績改善に努めてまいります。具体的には日用雑貨品及びその他製品について中国企業との輸出入業務を開始することを予定しております。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレや原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在していることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

器具備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用は、発生時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 25,765千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

該当事項はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末日における自己株式の総数 普通株式58,200株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
前受ライセンス料	2,077千円
貸倒引当金	2,707
未払事業税	4,428
訴訟損失引当金	901
資産除去債務	523
繰延税金資産（流動）小計	10,638
評価性引当額	△10,638
繰延税金資産（流動）合計	—

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	2,602千円
有形固定資産減損損失	1,994
無形固定資産減損損失	76
資産除去債務	252
繰越欠損金	899,482
繰延税金資産（固定）小計	904,408
評価性引当額	△904,408
繰延税金資産（固定）合計	—
繰延税金資産合計	—

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【持分法損益等に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

当社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	大都(香港)實業有限公司 (DADU (HONG KONG) CO., LIMITED)	香港	10,000 香港ドル	貿易業	30.01	株式の保有	資金の借入 (注)1	30,000	—	—
							利息の支払 (注)1	269	未払金	269
							第三者割当増資 (注)2	49,995	—	—
役員	丹羽一彦	—	—	弁護士	—	顧問弁護士	弁護士報酬 (注)3	5,936	未払金	293

取引条件及び取引条件等の決定方針等

- (注)1 当社は当社代表取締役社長である鄧明輝氏が議決権の過半数を所有している上記関連当事者から運転資金の借入を行いました。当該資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年としております。なお当該資金の借入は下記(注)2における第三者割当増資において債権の現物出資の対象となっております。
- (注)2 当社は当該関連当事者から、上記(注)1に記載した債権の現物出資を受けるとともに金銭出資を受け、第三者割当による新株式の発行（以下「本件第三者割当増資」という。）を行っております。本件第三者割当増資の発行総額は、本件第三者割当増資を決定した当社取締役会決議日の直前営業日の取引終値に基づいて決定しております。
- (注)3 当社は、社外監査役丹羽一彦氏を所長とする中央国際法律事務所と個別の案件毎に契約しております。取引価格及び条件につきましては、当社と関連を有さない他の当事者と同様の条件によっております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	11.99円
2. 1株当たり当期純損失金額	1.40円

【重要な後発事象に関する注記】

(新規事業の開始)

当社は、平成30年3月16日開催の取締役会において、新規事業の開始に関する決議をしております。

当社は、前事業年度以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが当連結会計年度においてプラスに転じ、また当連結会計年度末日において債務超過状態を解消する見込みであります。前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性の改善が急務となっております。そのため、安定的な収益の柱の構築を目的に貿易事業を始めます。主要業務として日用雑貨の輸出及びポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を予定しております。

なお、新たな事業の開始につきまして、準備段階であり、社内における規定、組織図等の整備や平成30年4月25日開催予定の第34期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

【連結配当規制適用会社に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

【追加情報】

(訴訟について)

(1) コンサルティング費用請求について

当社は、平成28年8月22日付けで株式会社スーツよりコンサルティング業務の委託及び業務の提供に伴う費用の不払いとして、5,400,000円及びこれに対する遅延損害金の訴訟を提起されました。

当該訴訟に関しては、平成29年12月14日に東京地方裁判所において以下の内容の判決がありました。

- ①被告は、原告に対し、270万円及びこれに対する平成28年9月22日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- ②原告のその余の請求を棄却する。
- ③訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- ④この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

当社はこの判決に不服であり平成29年12月15日控訴いたしました。今後の対応につきましても適切に対応してまいります。

なお、当社は、当該判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金2,920千円を計上しております。

(2) 売掛金請求について（その1）

当社は、訴状に代わる準備書面にて平成28年10月24日付けで維健集團（香港）有限公司より、仕入れた衣料品の売掛債権の不払いとして、金120万米ドル及びこれに対する遅延損害金（約12,364万円。1米ドルを平成28年11月4日時点の概算レート103.04円で換算した場合）の訴訟を

提起されました。

当社としては、原告の請求に対して、事実関係に認識の相違がありますので、訴状に代わる準備書面の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(3) 売掛金請求について（その2）

当社は、平成29年8月30日付けで 江蘇舜天国際集団輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901米ドル及びこれに対する遅延損害金（約45,813千円。1米ドルを平成29年8月30日時点の概算レート109.89円で換算した場合）に係る支払請求の訴訟を提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 3 月26日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 3 月26日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失9,972千円、経常損失6,528千円、当期純損失13,134千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況（子会社の職務の執行状況を含む）について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び物流センターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月2日

新都ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 児 玉 俊 明 ⑩

監 査 役 丹 羽 一 彦 ⑩

監 査 役 浅 井 繁 一 ⑩

(注) 監査役丹羽一彦及び監査役浅井繁一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

現行の定款を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款に事業目的の追加を行うものであります。

また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の32,000,000株から45,000,000株に変更するものであります。

そして、業容拡大に伴い、現本店が手狭となったため、十分なスペースを確保できる新本店へ移転し、更なる組織の活性化及び業務の効率化を企図するものです。

なお、現時点における本社移転日は、平成30年5月中旬を予定しておりますが、本店の所在地変更の効力発生日は取締役会において決定する本店移転日といたしたく、その旨を附則に規定しております。その他移転費用等の詳細が決まり次第、速やかに公表いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
（目的）	（目的）
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 22.（条文省略）	1. ～ 22.（現行どおり）
	<u>23. ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入</u>
	<u>24. 合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、販売及び輸出入</u>
	<u>25. 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入</u>
	<u>26. 病院外における介護及び介護に関する事業</u>
	<u>27. ドラッグストアの経営</u>
	<u>28. 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介</u>
	<u>29. ～ 30.（現行どおり）</u>
（新設）	（本店の所在地）
23. ～ 24.（条文省略）	
（本店の所在地）	
第3条 当会社は本店を東京都 <u>墨田区</u> に置く。	第3条 当会社は本店を東京都 <u>豊島区</u> に置く。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 32,000,000株とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 45,000,000株とする。 付則 第1条 <u>第3条の規定変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本付則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	とう めいはい 鄧 明輝 (昭和38年9月17日生)	平成3年3月 東京外国語学院 卒業 平成4年4月 株式会社大都商会設立 代表取締役専務就任 平成12年12月 株式会社大都商会 代表取締役社長就任（現任） 平成17年6月 大都（香港）實業有限公司設立 董事就任（現任） 平成28年1月 大都ホールディングス株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成29年4月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社大都商会代表取締役社長 大都ホールディングス株式会社代表取締役社長 大都（香港）實業有限公司董事	一株
2	はん だ さ や 半田 紗弥 (昭和41年10月30日生)	昭和63年7月 上海理工大学 中退 平成6年5月 東方企画 入社 平成23年4月 楽購思商貿有限公司 副社長 平成26年5月 上海藍翼國際貿易有限公司 社長 平成29年4月 当社取締役（現任）	一株
3	しもむら しやうじ 下村 昇治 (昭和33年3月2日生)	昭和55年3月 国立茨城大学 卒業 昭和55年4月 上毛新聞社 入社 昭和61年4月 伊藤公認会計士事務所 入所 平成6年4月 株式会社エスケイコンサルタント設立 代表取締役就任 平成8年12月 税理士試験合格 平成22年7月 税理士登録 下村昇治税理士事務所所長（現任） 平成29年4月 当社取締役（現任）	一株

- （注）
1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 下村昇治氏は社外取締役候補者であります。
 3. 下村昇治氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただけると期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 下村昇治氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 5. 下村昇治氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 6. 下村昇治氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 7. 下村昇治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 8. 下村昇治氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 9. 下村昇治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 児玉 俊明氏は本総会終結の時をもって辞任されることとなりました。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 地 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
※ せぬま としひこ 瀬沼 敏彦 (昭和36年10月18日生)	昭和62年3月 千葉大学経済学科 卒業 昭和62年4月 ダイエーファイナンス 入社 平成8年10月 日本サムソン株式会社 入社 平成12年6月 株式会社インテリジェンス(現パーソル キャリア株式会社)入社 平成14年1月 住友商社フィナンシャルマネジメント 株式会社 入社 平成26年10月 アルテリア・ネットワークス株式会社 入社 平成28年7月 有限会社佐藤総合企画 入社	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 瀬沼敏彦氏は過去に経営に関与されたことはありませんが、財務に精通しており豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、客観的な立場から助言をいただき、経営の監視機能の充実を図るため、監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合を備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 地 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
つじもと えいいち 辻本 英一 (昭和20年11月23日生)	昭和44年3月 早稲田大学第一政治経済学部政治学科 卒業 昭和44年4月 株式会社日本勧業銀行 入社 平成10年6月 日本土地建物株式会社 顧問 平成16年1月 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 就任 平成20年12月 株式会社レイクウッドコーポレーショ ン代表取締役社長 就任 平成25年3月 株式会社インテリックス 相談役 平成29年3月 株式会社インテリックス 顧問 平成29年8月 株式会社インテリックス 退任	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 辻本英一氏は会社を経営した経験があるだけでなく、不動産に精通しており豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、経営の監視や適切な助言をいただくことが期待できると判断し、社外補欠監査役として選任をお願いするものであります。

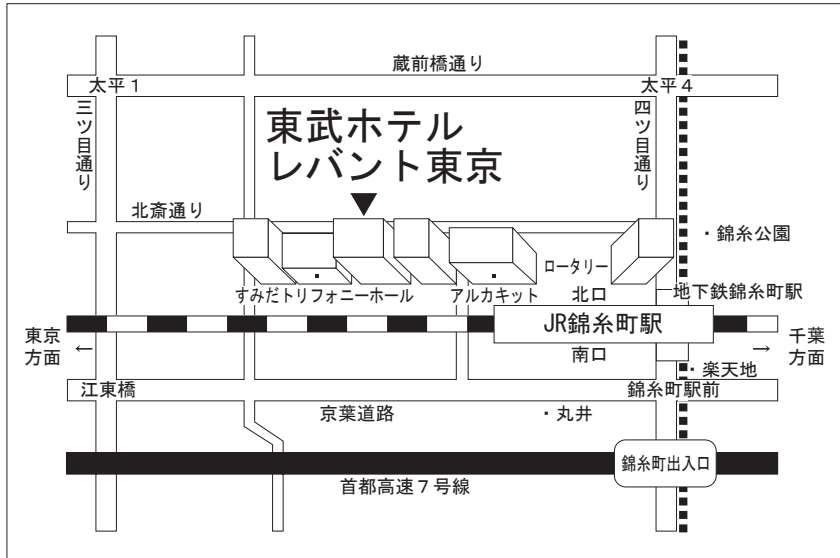
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階「吉野」



JR総武線、東京メトロ半蔵門線錦糸町駅北口より北斎通りを東京（両国）方面に直進（徒歩5分）

◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。